

2016 年度三六協定締結時間数等について

信越管内の郵便局における 2016 年度の三六協定の締結時間数等については、2015 年度の状況を勘案しつつ、勤務時間管理の徹底、業務改善、特定社員へ時間外労働の偏り是正等を図ることとし、次のとおりとしたい。

1 三六協定締結時間数の目安時間

地方段階で双方指導する目安時間等については、次のとおりとしたい。

① 一般協定（目安時間）

	1 日	2 か月			2 週間※2		年間の 時間数 ※1
		時間数 ※1	非番日	休日※4	時間数 ※1	休日	
4・5月	4 H	81 H	2 回	3 日 (2 日)	35 H	1 日	360 H
6・7月							
8・9月							
10・11月							
12・1月		109 H ※3	3 回 ※3	4 日 (2 日)			
2・3月	81 H	2 回	3 日 (2 日)				

※1 時間数には非番日労働を含む。
 ※2 2 週間を一定期間とする協定の締結は、支店統合局及び旧集配センター統合局に限定し、「自動車を運転する業務」に従事する社員にのみ適用する。
 ※3 12・1 月期の最高時間数及び非番日労働回数は支店統合局及び旧集配センター統合局に限定。支店統合局以外は 12・1 月期以外と同内容とする。
 ※4 支店統合局及び旧集配センター統合局のみ休日労働可能日数は 3 日（12・1 月期は 4 日）とし、支店統合局以外は 2 日とする。

※「旧集配センター統合局」とは・・・

現在、旧集配センターは支店統合局（受持局）が管理しているところであるが、2016年4月以降、一部の旧集配センターは併設の窓口局との統合が予定されている。

これに伴い、「旧集配センター統合局」における2016年度三六協定は、統合局（従前の併設局（窓口局））が旧集配センター社員の分も含めて締結することとする。（具体的な締結の流れや考え方は別添1及び別添2のとおり）

② 特別条項（目安時間）

	1 日	2 か月			2 週間		年間の 時間数 ※1
		時間数 ※1	非番日	休日	時間数 ※1	休日	
4・5月	5 H	141 H	—	—	40 H	—	480 H
6・7月							
8・9月							
10・11月							
12・1月		169 H※2					
2・3月	141 H						

※1 時間数には非番日労働を含む。
 ※2 12・1 月期の最高時間数（169H）は支店統合局及び旧集配センター統合局に限定し、それ以外の局は 141H とする。

支店統合局及び旧集配センター統合局の窓口・渉外業務に従事する社員については、2015年度と同様、原則、以下の運用時間に記載の最高時間数等の範囲内で勤務時間管理を行う。

《三六協定(一般協定)の2か月の最高時間数等》

	締結時間	運用時間
最高時間数(12・1月期に限る)	109時間	81時間
非番日労働回数(12・1月期に限る)	3回	2回
休日労働日数	4日	2日

2 時間外労働又は休日労働させる必要のある具体的事由等

ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由

(1) 一般協定項目

- ① 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- ② 営業上必要なとき
- ③ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- ④ 会社のシステム、施設等の障害等により業務を処理するため必要なとき
- ⑤ 輸送機関の遅延により業務を処理するため必要なとき
- ⑥ 災害等のため臨時の必要あるとき
- ⑦ 人員の繰り合わせ上必要なとき
- ⑧ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ⑨ 各種会議、研究会、研修、訓練、調査、試験及び検査等の場合で必要なとき
- ⑩ その他緊急に処理する業務のため必要なとき

(2) 特別条項項目

- ① 重大事故の発生に伴う調査等
- ② 選挙関係郵便物の処理
- ③ システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業
- ④ 犯罪等に関するコンプライアンス室等又は警察との対応
- ⑤ 災害発生時の「非常取扱」の実施その他必要な対応
- ⑥ お客さま対応（管理社員又は非組合員の社員が対応可能な場合を除く。）
- ⑦ 業務中の交通事故に伴う現場検証その他の対応
- ⑧ 重度の交通障害
- ⑨ 感染症流行時の業務運行確保
- ⑩ 夏期、年末年始、年度末繁忙及び特定の期間に集中する事務繁忙

○夏期繁忙に伴う対応は6～9月期及び1年協定に限る。
 ○年末年始業務運行確保は、12・1月期及び1年協定に限る。
 ○年度末業務に伴う対応は、2・3月期及び1年協定に限る。

イ 業務の種類

共通事務、郵便、窓口業務、渉外業務、自動車を運転する業務

3 三六協定締結時期（予定）

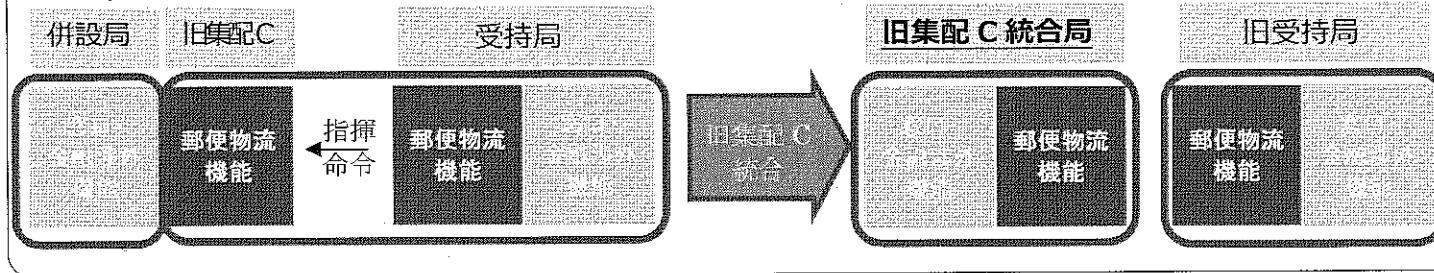
2016年度三六協定の締結時期については次のとおりとする。

3月上旬～3月中旬：支部窓口交渉等

3月中旬～3月下旬：三六協定締結

旧集配センター統合に伴う三六協定の締結単位の見直し

- ・ 現在、旧集配センター社員に関する三六協定については、受持局(旧支店統合局)において締結。
- ・ 旧集配センター統合後は、統合局(従前の併設局)が、旧集配センターの社員の分も含めて三六協定を締結。

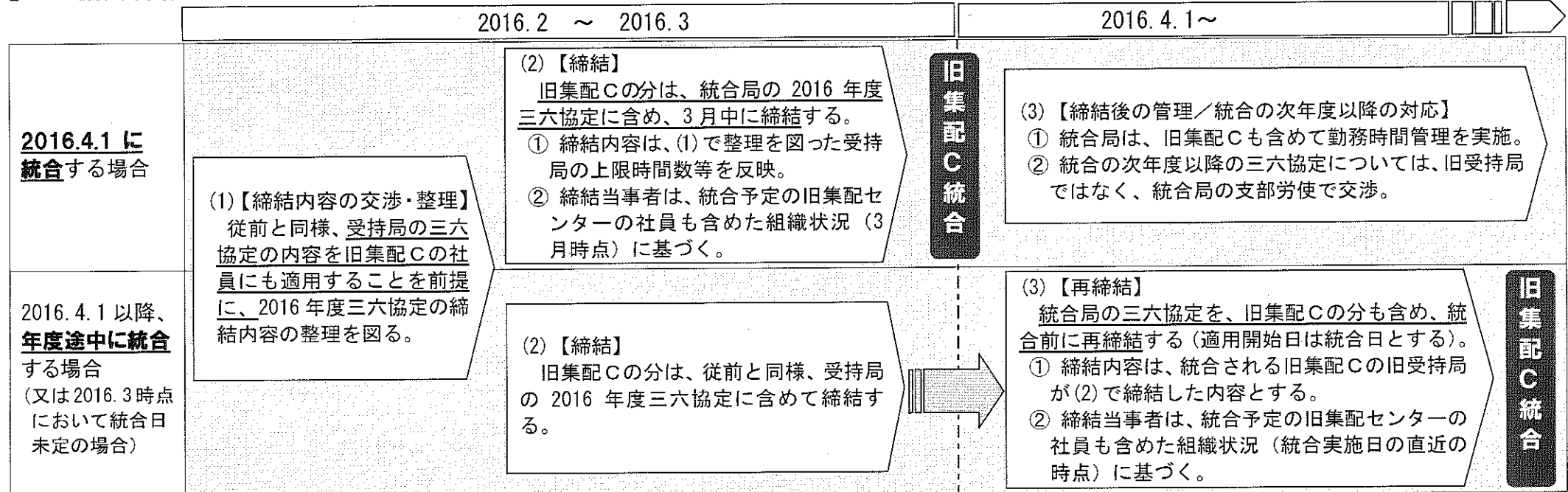


【締結当事者】

各締結単位ごとの組織状況に基づき、以下のとおり(考え方は従前と変更なし)。

	過半数労組	過半数労組
	あり	なし
再マネ	郵便局長 一支部長	郵便局長
エリマネ	支社長 一支部長	社員代表

【三六協定締結の流れ】



【旧集配センター統合局の締結内容】

以下のとおり、受持局(旧支店統合局)と同様とする。

- ・ 時間数等 … 目安時間数等は、旧支店統合局と同様とする(12・1月期の時間数・非番日労働の回数、休日労働日数を含む)。
- ・ 締結期間 … 1日・2か月・年間のほか、自動車運転者に適用する“2週間”の協定も含めて締結。
- ・ 特別条項 … 窓口局の項目に加え、“夏期及び年末年始繁忙に伴う対応”も適用項目とする。

※ ただし、窓口・金融渉外業務に従事する社員については、締結内容によらず、支部内の窓口局における三六協定の上限時間数等を運用時間とし、その範囲内で勤務時間管理を実施。

旧集配センター統合局の三六協定に係る支部交渉及び締結当事者について

旧集配センター統合に際しては、旧集配センターを統合する局（統合局＝従前の併設局）が旧集配センター社員の分も含めて三六協定を締結することとしているところであるが、過半数労働組合がある場合の支部交渉・締結当事者については以下のとおりとする。

【過半数労働組合がある場合】

		支部交渉（締結内容の整理）	締結当事者（協定書の調印者名）
統合局の局種	単独 マネジメント	統合初年度の協定については 旧集配センター受持局の支部 労使間で整理。 ※ 次年度以降は統合局の支部 労使が対応。	統合局の局長 － 統合局に対応する支部の支部長
	エリア マネジメント		支社長 － 統合局に対応する支部の支部長

- 締結当事者の考え方は従前と変更なく、統合局に対応する支部の範囲に関わらず上記のとおりとする。
⇒ 統合局に対応する支部が旧集配センターの受持局に対応する支部と異なる場合には、会社側・組合側とも、旧集配センター受持局の支部労使において整理した内容を、締結当事者となる支部の労使に連携。
- 締結の流れ、締結内容等の詳細は、別添1「旧集配センター統合に伴う三六協定の締結単位の見直し」のとおり。

以上